

燕市と新潟大学との連携に関する協定書

燕市（以下「甲」という。）と国立大学法人新潟大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが包括的な連携の下、多様な分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携及び協力するものとする。

- (1) 産業振興に関すること。
- (2) 人口減少の対策に関すること。
- (3) 教育・文化及び人材育成に関すること。
- (4) 防災対策の推進に関すること。
- (5) 保健及び福祉に関すること。
- (6) 国際交流に関すること。
- (7) まちづくりに関すること。
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事項

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲と乙とで構成する連携協議会を設置する。

2 連携協議会に関し必要な事項は別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による解除又は変更の申出がない場合は、さらに3年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に関し疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲、乙が協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各々1通を保有する。

平成28年7月26日

甲 新潟県燕市吉田西太田1934番地 乙 新潟県新潟市西区五十嵐二の町8050番地
国立大学法人新潟大学

燕市長



学長

